

今までで最も暑かった夏も過ぎ、秋のお彼岸を境に一挙に秋になりました。「暑さ寒さも彼岸まで」のことわざとおりですね。外を歩いていると、ひんやりとした風に乗って、どこからか金木犀の花の香りがして、秋の深まりを感じます。

暑さも収まり、しのぎやすくなりましたが、今の時期は朝晩と日中の寒暖差が大きく、また、今年の猛暑の疲れも出やすい時でもあります。体調にはくれぐれもお気をつけください。

今回は、厚生年金保険の被保険者の方が 65 歳前に受けられる年金：特別支給の老齢厚生年金について、ご説明させていただきます。

特別支給の老齢厚生年金とは

老齢厚生年金の支給は65歳からが原則ですが、以前の厚生年金保険では、60歳から支給されてきました。経過措置として、現在でも条件を満たした方は、60歳から64歳までの間に年金が支給されます。これを特別支給の老齢厚生年金といいます。

特別支給の老齢厚生年金は、「定額部分」と「報酬比例部分」でなりたっていますが、男子は昭和16年4月(女子は昭和21年4月)以後に生まれた方は、定額部分の支給年齢が段階的に引き上げられ、昭和24年4月(女子は昭和29年4月)以後生まれた方からは、定額部分の支給はなくなり、報酬比例部分のみの支給になります。報酬比例部分の支給も徐々に引き上げられ、昭和36年4月(女子は昭和41年4月)以後に生まれた方からは特別支給の老齢厚生年金はなくなり、65歳からの老齢厚生年金の支給になります。

受給要件

60歳以上、65歳未満であること

厚生年金保険の加入期間が1年以上あること

老齢基礎年金の受給資格があること(厚生年金、共済年金、国民年金、保険料免除期間を合算した年数が25年以上あること)

裁定請求の手続は

- ・ 最終が厚生年金保険の被保険者：最後に被保険者として使用されていた事業所を管轄する年金保険事務所、または年金相談センター
- ・ 最終が船員、船員任意継続被保険者：最後に被保険者として使用されていた船舶所有者の住所地を管轄する年金保険事務所または年金相談センター
- ・ 最終が共済組合、国民年金、第4種被保険者：住所地を管轄する年金保険事務所、または年金相談センター

請求に必要な書類

老齢給付裁定請求書、年金手帳、戸籍抄本、住民票のほかに個々必要な書類がありますので、年金保険事務所、年金相談センターで確認してください。

群馬県の年金保険事務所一覧

- ・ 前橋年金事務所 前橋市国領町 2-19-12
 - 電話番号 代表 Tel 027-231-1719
 - 厚生年金適用調査課 Tel 027-231-1707
 - お客様相談室 Tel 027-231-1709
- ・ 高崎年金事務所 高崎市栄町 10-1
 - 電話番号 代表 Tel 027-322-4299
 - 厚生年金適用調査課 Tel 027-322-7732
- ・ 渋川年金事務所 渋川市石原 143-7
 - 電話番号 代表 Tel 0279-22-1614
 - 厚生年金適用調査課 Tel 0279-22-1608
 - お客様相談室 Tel 0279-22-1613
- ・ 太田年金事務所 太田市小舞木町 262
 - 電話番号 代表 Tel 0276-49-3716
 - 厚生年金適用調査課 Tel 0276-49-3713
- ・ 桐生年金事務所 桐生市錦町 2-11-19
 - 電話番号 厚生年金適用調査課 Tel 0277-44-2313
 - 予約制による年金相談 Tel 0277-44-2317
- ・ 前橋年金相談センター：年金相談センターは、全国社会保険労務士連合会が「街角の年金相談センター」として、運営しています。
前橋市亀里町 13100 群馬県JAビル3階 Tel 027-265-0023
- ・ 一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」で。 Tel 0570-05-1165

特別支給の老齢厚生年金を受けている方が65歳になったとき

手続きが必要です。65歳になる誕生月の初め頃に、日本年金機構から「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」が送られます。年金請求書に必要事項を記入し、誕生月の末日までに日本年金機構に提出してください。誕生月末日までに提出されない場合、年金の支払いが一時止まることになります。

以上、特別支給の老齢厚生年金について簡単にご説明させていただきました。

年金は受けられる年齢になったら、自動的に支給が始まるのではなく、手続き(裁定請求)が必要です。

私たちの老後を支える大切な年金について、知らないで損をしてはもったいないですよ。

何かお困りなこと、ご心配なことがございましたら、いつでも病院のソーシャルワーカーにお声をおかけください。

北関東循環器病院(地域連携室・医療相談室)